



平成 28 年 4 月 27 日

各 位

会社名 株式会社 キーエンス
代表者名 代表取締役社長 山本 晃則
(コード：6861 東証1部)
問合せ先 取締役経営情報室長 木村 圭一
(TEL. 06-6379-1111)

事業年度の変更及びそれに伴う定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、事業年度の変更及びそれに伴う定款の一部変更について平成 28 年 6 月 10 日開催予定の株主総会に諮ることを決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 変更の理由

平成 28 年度税制改正により、平成 28 年 4 月 1 日以降に開始する事業年度から法人税率が引き下げられることになりましたが、当社の場合、従来の事業年度では平成 29 年 3 月 21 日以降の適用となります。この遅れを少なくするため平成 28 年 6 月 21 日から新事業年度を開始することで、税務メリットをより早く享受し企業価値の最大化が図れると考えております。

2. 事業年度変更の内容

	事業年度	配当基準日	
		中間配当	期末配当
現 行	3 月 21 日から翌年 3 月 20 日	9 月 20 日	3 月 20 日
変 更 後	平成 28 年 3 月 21 日から平成 28 年 6 月 20 日	—	6 月 20 日
	平成 28 年 6 月 21 日から平成 29 年 3 月 20 日(※1)	(※2)	3 月 20 日

※1 平成 29 年 3 月 21 日以降の事業年度は、3 月 21 日から翌年 3 月 20 日までの 1 年とします。

※2 定款第 40 条の定めにより、変更後の事業年度においても 9 月 20 日を中間配当基準日としますが、中間配当は行いません。

3. 定款の一部変更の内容

現 行 定 款	変 更 案
<p>(定時株主総会の基準日) 第 13 条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 20 日とする。</p> <p>(事業年度) 第 38 条 当社の事業年度は、毎年 3 月 21 日から翌年 3 月 20 日までの 1 年とする。</p> <p>(期末配当金) 第 39 条 当社は、株主総会の決議によって、毎年 3 月 20 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下、「期末配当金」という。）を支払う。</p> <p>(新設)</p>	<p>(定時株主総会の基準日) 第 13 条 (現行どおり)</p> <p><u>ただし、平成 28 年 3 月 21 日から始まる第 47 期事業年度においては平成 28 年 6 月 20 日とする。</u></p> <p>(事業年度) 第 38 条 (現行どおり)</p> <p><u>ただし、平成 28 年 3 月 21 日から始まる第 47 期事業年度は、平成 28 年 6 月 20 日までの 3 カ月間とし、平成 28 年 6 月 21 日から始まる第 48 期事業年度は、平成 29 年 3 月 20 日までの 9 カ月間とする。</u></p> <p>(期末配当金) 第 39 条 (現行どおり)</p> <p><u>ただし、平成 28 年 3 月 21 日から始まる第 47 期事業年度においては、平成 28 年 6 月 20 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、期末配当金を支払う。</u></p> <p>附則 第 1 条 <u>第 40 条(中間配当金)の規定にかかわらず、第 47 期事業年度と第 48 期事業年度については中間配当を行わない。</u> 第 2 条 <u>第 13 条ただし書きおよび第 39 条ただし書きは、第 47 期事業年度の終了後、これを削除する。</u> 第 3 条 <u>第 38 条ただし書きは、第 48 期事業年度の終了後、これを削除する。</u> 第 4 条 <u>前 3 条および本条は、第 48 期事業年度の終了後、これを削除する。</u></p>